

5 初児生第5号
令和5年7月7日

附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

伊藤史恵

(公印省略)

文部科学省総合政策局教育人材政策課長

後藤教至

(公印省略)

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態への適切な対応等
の徹底について（通知）

いじめ重大事態が発生した場合には、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」、「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月文部科学大臣決定。以下「国の方針」という。）」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省作成。以下「国の方針」）」に基づき、適切に対応することが求められます。

しかしながら、この度、国立大学の附属学校において、法に規定するいじめ重大事態が発生した際、法第28条に基づく調査が長期間実施されず、文部科学大臣への発生報告もなされなかった事案があり、その他いじめ防止対策推進法等に基づく対応が徹底されていない事案が散見されていることは、大変遺憾です。

「いじめ防止等の対策の徹底について（通知）（平成28年11月28日付け28高大振第17号高等教育局大学振興課長通知）」を発出していますが、再びこのような事態が起きたことから、いじめ重大事態への適切な対応について再徹底を求めます。

記

1. いじめ防止対策推進法等の全教職員への周知・組織的対応の徹底及び附属学校のいじめ防止対策組織等の定期的な確認・見直しの実施

いじめの対応に当たっては、いじめを積極的に認知するとともに、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に早期発見・早期対応に努め、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すことが重要です。

附属学校を置く各国立大学法人学長におかれては、附属学校に関する全ての教職員及び附属学校の全教職員一人一人に対して、改めて、法が定めるいじめの定義、いじめを軽視することなく、早い段階から複数の教職員で的確に関わり組織的に対応すること及びいじめ重大事態における法や国の基本方針、国ガイドラインに基づいた対応などいじめ問題の基本的な対応について周知徹底を図るとともに、附属学校のいじめ対策組織や学内の管理体制が形骸化していないか定期的に確認を行い、必要に応じて改善を図るなど学内のガバナンス体制について点検・見直しを行っていただくようお願いいたします。

2. 国立大学の附属学校における積極的ないじめ防止対策の推進

国立大学の附属学校は、学校におけるいじめの問題に対する日常の取組が公私立を含めた全国の取組状況と比較して、「いじめの問題に関する校内研修会の実施」、「学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかの点検や見直し」、「法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織の招集」等について実施率が低い状況にあります※。

地域のモデル校となるべき国立大学の附属学校においては、法等に基づいた適切な対応とあわせて積極的に学校におけるいじめ防止対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、附属学校を設置する各国立大学法人の学長におかれては、設置する附属学校における「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の報告内容を附属学校とともに検証する等、当該調査を有効に活用いただくようお願いいたします。

※令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
○学校におけるいじめの問題に対する日常の取組（実施した学校の割合）

	国立計(%)	総計(%)
・いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	57.7	82.4
・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	68.1	89.0
・いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	60.6	91.1

3. 文部科学大臣への報告時におけるチェックリストの提出

法第28条第1項で規定するいじめ重大事態が発生した際には、法第29条第1項に基づいて、文部科学大臣への報告が必要です。

今般の事案を受けて、文部科学省において、いじめ重大事態が発生した際に法等において求められる基本的な事項についてチェックリスト（別添）を作成しました。本チェックリストを活用していじめ重大事態について対応いただくとともに、本通知の発出後、法第29条に基づく重大事態の発生報告や令和5年3月10日付け事務連絡で依頼している文部科学省への重大事態報告を行う際には、本チェックリストにその時点までに対応した又は対応を開始した年月日を記入して、併せて提出いただきますようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係・いじめ対策支援係

電 話：03-5253-4111（内線：3298）

E-mail：s-sidou@mext.go.jp

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員養成企画室教育
大学係

電 話：03-5253-4111（内線：2909）

E-mail：kyoin-y@mext.go.jp

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト（国立学校）



▶ 文部科学大臣への報告（以下リストの①の2、6及び③の4）の際には、対応状況について以下チェック項目のチェック欄に対応した又は対応を開始した年月日を記入して提出すること

＜当該児童生徒に関する情報＞

国立大学法人名：

学校名：

学年：

性別：

年齢：

1 いじめ重大事態の発生から調査開始

1 (2号事案の場合) 欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、**重大事態に至るよりも相当前の段階**から国立大学法人の学長への報告相談を行い、情報を共有するとともに準備作業に取り組む

法、基本方針等の記載箇所

チェック欄
(年月日記入)

- 基本方針32頁
- ガイドライン4頁
- 不登校重大事態指針2頁

学校から国立大学法人の学長を通じて文部科学大臣への報告

※R5.3.10付け事務連絡に基づく様式1の提出（様式1によることが難しい場合はこの限りでない）
※2号重大事態は、7日以内に行なうことが望ましい（窓口：文部科学省初等中等教育局児童生徒課）

- 法第29条第1項
- 基本方針33頁
- ガイドライン5頁
- 不登校重大事態指針3頁

国立大学法人が調査主体、どのような調査組織とするか判断

※公平性中立性が確保された調査組織とすること

- 基本方針33頁
- ガイドライン6頁
- 不登校重大事態指針4頁

被害児童生徒及び保護者に対する調査方針の説明等

※重大事態調査の目的、調査主体（組織の構成、人選）、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について調査を開始する前に被害児童生徒・保護者に丁寧に説明を行う
※学校主体の調査の場合は、国立大学法人は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う

- 法第28条第3項
- ガイドライン7～10頁
- 不登校重大事態指針9頁

加害児童生徒・保護者への調査方針の説明等

- ガイドライン9頁
- 不登校重大事態指針9頁

国立大学法人の学長から文部科学大臣への調査開始報告

※R5.3.10付け事務連絡に基づく様式2の提出

2 重大事態調査の実施

当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施

※学校主体の調査の場合は、国立大学法人は必要な指導及び支援を行う

法、基本方針等の記載箇所

チェック欄
(年月日記入)

- 法第28条第1項、第3項
- 基本方針35～38頁
- ガイドライン6、10～12頁
- 不登校重大事態指針5～7頁



3 重大事態調査結果の説明・報告

	法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1 被害児童生徒及び保護者に対する調査結果の説明を実施 ※個人情報保護法等に留意しつつ説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供や説明を怠ることはあってはならない ※学校主体の調査の場合は、国立大学法人は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第2項、第3項 ● 基本方針38～39頁 ● ガイドライン12～13頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
2 文部科学大臣への報告にあたり、被害児童生徒・保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる旨予め説明すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
3 被害児童生徒等に説明した方針に沿って加害児童生徒・保護者に対する情報提供、説明	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
4 国立大学法人の学長から文部科学大臣への結果報告 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく重大事態調査報告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針10頁 	

4 重大事態調査結果の公表検討

	法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1 調査結果の公表の要否を判断 ※特段の支障がなければ公表することが望ましい	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 	
2 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 	
3 報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 	

※本チェックリストは、重大事態調査の実施に当たり、基本的な手順についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等にある具体的な対応の手順、留意事項をよく確認し、被害児童生徒等に寄り添って対応すること。